

# 社会保障研究

—政府機関の研究と政策企画の関係—

Ida C. Merriam(アメリカ)

本稿は特別補佐官が局長に対して述べたもので、合衆国の社会保障庁の調査・統計局がもつ機能について、評価と歴史が示されている。同局を設けた簡単な歴史と同局の発達してきた過程の記述に続き、その目的と考え方が論述されている。

合衆国の社会保障研究は、主として業務の運営機関の中で実施される調査計画の基本的な例である。社会保障研究計画は1935年社会保障法が社会保障庁(Social Security Administration)の前身(Social Security Board)に同法の効果を調査し、勧告を行なうことを求めたことにもとづいて設立された。新しい調査・統計局は新しい制度に対する統計の仕組みを開発し、最高裁判所に提出される経済的な要約の資料を集めたり、分析し、さらに、ニーズと費用に関連させて現行制度を評価した。同局はその勧告の跡を追跡する機会に年次報告を毎年提出した。1943年まで、同局は社会保険の包括的な制度について勧告を行ってきた。

調査・統計活動は当初では単一の局(Bureau)で組織され、その局は業務機関によって実施される特殊な制度にかんする統計と調査を行っていた。その局の調査機能を定めた省令が引用されている。

同局は1963年に調査・統計局(Office of Research and Statistics)になり、現在430人(うち、200人は専門家)の職員がいる。社会保障研究の制度がもっている力は、各種の要素で阻害され、それらの中でも、その阻害要因の1例は社会保障庁(Board and Administration)が常に分析の価値を評価し、かつ研究制度の運営と政策形成で分析しているという事実である。

研究制度で取扱い統計は2つのタイプに分れており、1つは社会保障制度の運営にもとづいて社会保障制度を報告する統計で、他の1つはより広い領域をカバーしており、制度の与える影響を測定する統計である。それら2種類の統計はある異なった目的をもっており、2つの機能の分離は利点をもっている。社会保障制度の運営を示す統計と質的なコントロールの機能は、業務の部局によって行われ、調査・統計局は社会保障制度の統計を担当している。幾組かの社会保障の資料は分析に利用できるが、それらの資料は縦横に組合せる調査を行う収入記録の資料とともに、現金給付制度による受給者、メディケアの機能などを含んでいる。分析が行われる場合には、定期的集められる正常な制度の諸統計は、現行制度のギャップと不適切さとともに、効果率性を明らかにしている。

調査・統計局は特殊な考察も行っており、たとえば、それらは老齢・遺族保険受給者(1941年以前より実施された)、58-63才のグループで開始されるクロス考察、長期的な廃疾者の考察、全体の分析が行われる以前に顕著な傾向をもつメディケアの有資格者の抽出調査である。

長年にわたり見うけられるある問題は、社会保障の適切性を測定することである。望ましい水準を定めるために、社会保障庁は、たとえば、老齢な夫婦の家計、貧困指数、異なった諸給付に対する適用の限度などの一連の指標を開発

してきた。2つ統合的かつ組合されたシリーズが作り上げられており、それらは社会福祉支出のシリーズと国民保健費のシリーズである。

調査方法の開発では、幾つかの要素に検討が必要である。それらの中で、最も重要なものは目的と人材を継続的に用いることで、一般的には、それらの目的と人材は保健・教育・福祉省の研究と学問的な研究に欠けている。客観性は維持されなければならないし、また、幾つかの出版物を用いる手段によって、調査や研究の成果の共有が奨励されている。

Social Security Research; The Relation of Research and Policy Planning in a Government Agency, Journal of Social Policy, Cambridge Univ, Press, Vol.1, Pt.4, Oct.1972; No.90, '72/73,

## 社会保険の改善と発達

Stefan Bedkowski (ポーランド)

社会保険公社の議長は、給付の裁定と支払いにかんする同公社の基本的な役割を論じ、制度の効率を増大するために必要な改善を指摘している。

社会政策の重要な手段の1つは、社会保障給付の裁定である。党議会の色いろな指示は、長期的な役割を採用する責任とともに、制度の直接的な運営の担当者として活動する公社に長期的な役割を定めた。したがって、給付の改善と拡大の分野における重要な役割は、次の内容を含んでいる。

- (a) 筋肉労働者と非筋肉労働者に対する給付規定の改善にかんする長期的な計画の策定。
- (b) 資格取得等を満たすことのできない人びと(とくに、要求された被保険者期間を満たしていない人びと)と、困難な環境で就労する人びとに対する年金規定の基本原則の策定。何よりもまず第一に、資格取得は、健康の状態を理由として、報酬を得て労働することのできない年金年齢に近くなった女性労働者に認められるべきである。

党議会の指示に含まれた各種の役割は、給付支払いの他の分野における改善を利用しつつしたり、あるいは、制限していない。給付支払いのこれら他の分野で最も緊要なことは、次のような点である。つまり、それらは極端に困難な労働環境で就労する人びとに対する第一次分野適用の拡大、および資格取得に要求された就労年数を遙かに超えて、しかも、まだ年金年齢に達していない人びとに対する早期退職年齢の容認である。

社会保険は質と量のいずれも将来急速に成長するであろう。1971年に制度でカバーされた人びとの人数は1,140万人で、1972年に30万人が増加した。1975年には、約1,260万人がカバーされ、年金受給者数は310万人になるであろう。党議会の指示は、受給者数と保険の型についてさらに拡大を予想している。医療は全人口のうちさらに多くのカテゴリー、すなわち、商業の協同組合員と自営業者、および勤務の契約以外に企業で働らく人びとに拡大されるであろう。

新しい役割の負担を引受けるために、公社はすべての望ましくない運営を排除し、制度の改善に用いられるすべての可能性を利用しなければならない。

老齢年金については、年金にかんする敏速かつ正確な評価が常に保証されなければならない。不満の主要な原因は、人びとが労働を停止した日以後直ちに